くれ福祉人材バンク無料職業紹介所の運営に関する規程

（目的）

第１条　くれ福祉人材バンク無料職業紹介所（以下「人材バンク」という。）は，社会福祉法人呉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が公共に奉仕する目的のもと，福祉人材を対象として無料で職業紹介を行うものとする。

（求人）

第２条　人材バンクは，次の各号に掲げる呉市内に所在地のある機関の求人の申込みについて受理する。ただし，申込みの内容が法令に違反する場合，または雇用条件が不適当である場合，及び暴力団員などによる求人である場合には受理しない。

（１）社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし，社会福祉法人が実施する公益事業，並びに公益法人が実施する高齢者や障害者，児童等を対象とする公益目的事業も含む）

（２）介護保険法に規定する介護保険事業所

（３）障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

（４）その他，高齢者や障害者，児童等に関する法律に基づく施設，事業所等

（５）地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

（６）行政が実施する相談所

（７）社会福祉分野の国家資格を持つ専門職(社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，保育士等)の場合は，上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む

２　求人申込みは，求人者が次のいずれかの方法により申し込むこととする。

（１）所定の様式による来所または郵便，ファックス，電子メールでの申込み

（２）「福祉のお仕事」ホームページから所定の様式によるインターネットを利用した申込み

３　求人申込みの際には，賃金，労働時間その他の雇用条件を明記することとする。

（求職）

第３条　人材バンクは，呉市内に就労を希望する求職者であって，第２条第１項に掲げる機関等に就職を希望する者の求職申込みについてこれを受理する。ただし，その申込み内容が法令に違反する場合には受理しない。

２　求職申込みは，求職者本人がいずれかの方法により申し込むこととする。

（１）所定の様式による来所または郵便，電子メールでの申込み

（２）「福祉のお仕事」ホームページから所定の様式によるインターネットによる申込み

３　特別な資格を必要とする職業に求職する者は，免許または免許証の写しを提示することとする。

（紹介）

第４条　人材バンクは，求職者の希望する内容及び能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めるものとする。

２　求人者にはその希望に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

３　紹介を行う際には求職者に対し，紹介において従事することとなる業務の内容，及び賃金，労働時間その他雇用条件をあらかじめ書面を交付，または求職者が希望する場合においては電子メールを用い明示するものとする。

４　求職者に紹介を行う場合，紹介状を発行することとし，その紹介状を求人者のところへ持参するものとする。

５　人材バンクは，労働争議に対する中立の立場をとるため，同盟罷業または作業場閉鎖の行われている求人者には，一時紹介を中止する。

（事業の実施体制）

第５条　人材バンクを円滑かつ効果的に実施するため，運営委員会を設置する。

２　運営委員会については別に定める。

（苦情の解決）

第６条　人材バンクは，職業安定機関及びその他の職業紹介事業等と連携を図りつつ，当該事業にかかる求職者等から苦情があった場合，迅速かつ適切に対応に努めるものとする。

（雇用関係成立の報告）

第７条　雇用関係が成立した場合，求人者並びに求職者の双方から，人材バンクにその結果を報告するものとする。また，紹介したにもかかわらず，雇用関係が成立しなかったときも同様に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第８条　人材バンクは，求職者または求人者から知り得た情報は，本会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱うものとする。

（求人情報の的確な表示）

第９条　人材バンクが広告等により求人等に関する情報を提供するときは，当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行わない。また，当該情報について正確かつ最新の内容に保つため，求人者，求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や，人材バンクが当該情報が正確，最新でないことを確認した場合は，遅滞なく対応するとともに，求人者または求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認するまたは当該情報の時点を明らかにする措置を講じる。

（不当な差別の禁止）

第１０条　人材バンクは，求職者または求人者に対し，その申込みの受理，面接，指導，紹介等の業務について，人種，国籍，信条，性別，社会的身分，門地，従前の職業，労働組合の組合員であること等を理由として，差別的な取扱いは一切行わない。

であること等を理由として，差別的な取扱いは一切行わない。

（補則）

第１１条　この規程に定めるもののほか，必要な事項については職業安定法関係法令及び関係通達に基づきこれを別に定める。

附　則

この規程は，平成２１年１１月１日から施行する。

一部改正　平成２７年７月１日

一部改正　令和３年４月１日

一部改正　令和６年１０月１日